

株 主 各 位

東京都港区麻布十番一丁目10番10号
ノーリツ鋼機株式会社
代表取締役社長CEO 西 本 博 嗣

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、**同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成28年2月25日（木曜日）午後6時00分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬 具

記

1. 日 時 平成28年2月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区北品川5丁目5番15号
大崎ブライトコア 3階「大崎ブライトコアホール」
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目的事項
決議事項
議 案 子会社の株式譲渡契約承認の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.noritsu.co.jp>）に掲載させていただきます。

総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

議 案 子会社の株式譲渡契約承認の件

当社は、平成27年11月30日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるNKワークス株式会社（以下、「NKW」という。）の全株式を、ライフスタイル・ジャパン投資事業有限責任組合（以下、「ライフスタイル・ジャパン投資組合」という。）によって設立された買収目的会社であるNKワークスホールディング株式会社（以下、「NKWHD」という。）に譲渡すること（以下、「本件株式譲渡」という。）を決議し、ライフスタイル・ジャパン投資組合及びNKWHDとの間で、同日付けで別紙添付の株式譲渡契約（その後の変更を含む。以下、「本件株式譲渡契約」という。）を締結いたしました。

本議案は、会社法第467条第1項第2号の2（事業譲渡等の承認等）に従い株主の皆様には本件株式譲渡契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本件株式譲渡の効力発生日は、平成28年2月29日を予定しております。

1. 株式譲渡を行う理由

当社グループは1951年の設立以来、世界で初めてフィルム現像工程の自動化に成功するなど、イメージング分野における高い技術力を武器に確固たる地位を築いてまいりました。しかし、2000年代に入りデジタル化の進展や需要構造の変化等により、日本国内および北米を中心として受注が減少し続け、2015年度において、イメージング分野を担うNKWは、売上高が最盛期である2003年度の13%程度まで縮小し、約18億円の当期純損失（日本基準）を計上（構造改革費用を含む。）することを予想しております。

そのような中、当社グループは2010年以降、イメージング分野にとどまることなく、M&Aなどによる新規事業への展開を積極的に推し進め、成長軌道への修正を図ってまいりました。また、NKWにおいてもこれまで複数回にわたる希望退職者募集や海外拠点の閉鎖等を含む構造改革を断行してまいりました。

しかしながら、こうした度重なる構造改革を経てもなおイメージング分野における不可逆的な環境変化に対する本質的な解決策が未だ見い出せていないとの判断から、この度、NKWの全株式をライフスタイル・ジャパン投資組合に譲渡し、イメージング分野からの撤退を決断するにいたしました。

本件株式譲渡により、当社グループは、今まで継続して構造改革を行ってきたイメージング事業を切り離し、今後は、新規事業への資本投下などによるポジティブな持続的成長へシフトし、医療サービス、シニアビジネス、機能性素材などの様々な成長領域の事業を有する企業体として発展してまいります。

2. 株式譲渡契約の内容の概要

本件株式譲渡契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、本件株式譲渡契約に定められる各前提条件が充足されること等を条件（※1）として、平成28年2月29日（以下、「本件譲渡日」という。）をもって、当社が保有するNKWの発行済株式の全てをNKWHDに譲渡いたします。本件株式譲渡については、会社法第467条第1項第2号の2に従い当社の株主総会の承認が必要となるため、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることが本件株式譲渡の実行の条件とされております。

（※1）本件株式譲渡契約においては、大要、当社の表明及び保証に違反（重大な悪影響が生じない場合を除きます。）がないこと、当社に本件株式譲渡契約上の重要な義務についての不履行又は違反（重大な悪影響を及ぼさないものを除きます。）が存しないこと、本件株式譲渡契約について当社の株主総会の承認決議が得られていること、NKWHDが公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受領していること、本件株式譲渡につきNKWの取締役会において承認決議がなされていること、NKWHDが金融機関との間でローン契約を適法かつ有効に締結し、一定額以上の資金調達の実行を受けていること又は実行を受けることが合理的に確実であること、当社とNKWの間で商標使用許諾契約が適法かつ有効に締結されていること等が、NKWHDの本件株式譲渡の対価の支払義務の履行の条件とされております。

なお、本件株式譲渡により当社が受け取る対価については、下記3.「株式譲渡により当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要」をご参照ください。

3. 株式譲渡により当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要

当社は、本件株式譲渡に先立ち、NKW及びその子会社が有する余剰現預金について、平成28年2月26日付けで、剰余金の配当として約64億円の支払いを受けることを予定しております。そのうえで、当社は、本件株式譲渡契約に従い、NKWの株式を、NKWHDに対して約34億円（以下、「本件株式譲渡価額」という。）で譲渡いたします。また、当社は、本件株式譲渡の実行後、現在清算手続中のNKWの子会社の清算手続が完了したタイミングで当該清算に係る清算配当に相当する額の支払いを受けるなど、本件株式譲渡後にNKWHDから合計約7.5億円の支払いを受ける予定です。

また、本件株式譲渡後、NKWは、その保有する和歌山市所在の不動産のうちNKWが基本的に事業に用いない所定の不動産等について、本件譲渡日の翌営業日を効力発生日として実施される新設分割によって設立される新会社（以下、「新会社」という。）に承継します。当社は、当該新設分割に際して実施される剰余金の配当により新会社の持分の交付を受けたNKWHDから、本件譲渡日の3営業日目の日に新会社の持分の全てを総額4億円で譲り受ける予定です。

当社においては、NKWの全株式の譲渡について、複数の潜在的な買主候補者との間で協議を行ったうえ、独立した当事者であるライフスタイル・ジャパン投資組合を買主候補者に選定し、同組合との間で、さらに慎重に協議・交渉を重ね、本件株式譲渡価額に合意に至っていること、上記のとおり剰余金の配当及び清算配当に係る金額を受領すること、NKWの経営成績及び財政状態（下記「4. 譲渡する子会社の概要」(9)「最近3年間の経営成績及び財政状態」をご参照ください。）等を総合的に勘案し、株式譲渡により当社が受け取る対価は妥当であると判断しております。

4. 譲渡する子会社の概要

(1)	名 称	NKワークス株式会社		
(2)	所 在 地	和歌山県和歌山市梅原579番地の 1		
(3)	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 藤本 倫生		
(4)	事 業 内 容	写真処理機器並びに周辺機器の製造及び販売		
(5)	資 本 金	100百万円		
(6)	設 立 年 月 日	平成23年 2 月 1 日		
(7)	大 株 主 及 び 持 株 比 率	ノーリツ銅機株式会社 100. 00%		
(8)	当 社 と の 間 の 関 係	資本関係	当社は当該会社の株式を100%保有しております。	
		人的関係	当社の取締役 2 名が当該会社の取締役に就任しております。	
		取引関係	該当事項はありません。	
(9)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	平成25年 3 月 期	平成26年 3 月 期	平成27年 3 月 期
	純資産（百万円）	23, 070	21, 520	20, 656
	総資産（百万円）	25, 212	23, 613	22, 326
	1 株当たり純資産（円）	11, 535. 48	10, 760. 36	10, 328. 42
	売上高（百万円）	9, 064	9, 589	7, 823
	営業利益又は営業損失（△） （百万円）	△177	474	△329
	経常利益又は経常損失（△） （百万円）	106	△268	△97
	当期純利益又は当期純損失（△） （百万円）	△543	△1, 550	△651
	1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失（△）（円）	△271. 83	△775. 11	△325. 66
	1 株当たり配当金（円）	—	—	—

5. 株式譲渡の相手先の概要

本件株式譲渡の譲渡先の買収目的会社であるNKWHDの親会社であるライフスタイル・ジャパン投資組合は、無限責任組合員である株式会社チームクールジャパン（以下、「TCJ」という。）（※2）と有限責任組合員である瀧定大阪株式会社（以下、「瀧定大阪」という。）（※3）によりライフスタイル分野の事業開発を目的とし共同して創立された長期的視点をもった投資事業有限責任組合です。組合設立以来、日本が強みを持つライフスタイル分野への積極的な展開を図っており、今般、NKWの持つイメージング分野での高い実績に対し関心を抱かれました。本件株式譲渡の実行後は長期的な視点をもってイメージング事業の立て直しに積極的に支援いただく予定です。

また、NKWといたしましても、ライフスタイル分野に積極展開するTCJの支援により確実な事業変革を果たしていけるものと思料いたします。

（※2）TCJは、「日本の国際化を超えて、世界の日本化を実現したい」との思いから、日本発ライフスタイル革新を秘めた事業への投資を目指しており、日本発のメンズインナーアパレルである株式会社T00T等への投資を実行しております。

（※3）瀧定大阪グループは1864年創業で、瀧定大阪は、瀧定大阪グループのグループ本社です。子会社であるスタイレム株式会社は、衣料用素材の取扱高が国内首位の繊維専門商社です。

(1)	名	称	ライフスタイル・ジャパン投資事業有限責任組合			
(2)	所	在	地	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地 烏丸中央ビル		
(3)	設	立	根	拠	等	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号、その後の改正を含む。）に基づく組合
(4)	組	成	目	的	潜在的な成長力を持つ有望な国内の法人に対する投資及び助言を主たる目的とし組成	
(5)	組	成	日	平成26年3月3日		
(6)	出	資	の	総	額	3,000百万円（コミットメントベース）

(7) 出資者・出資比率 ・出資者の概要	1. 瀧定大阪株式会社 99.00% (所在地) 大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2番3号 (事業内容) 瀧定大阪グループのグループ経営企画・運営・管理及び新規・重点事業の開発・運営。なお、瀧定大阪グループは、世界各国でファッション素材、製品を提供するサプライヤー事業、及び、ライフスタイルに彩りをもたらす商品やサービスを提供するコンシューマブランド・リテール事業を運営する、30社に及ぶ企業群で構成。 2. 株式会社チームクールジャパン 1.00%	
	(所在地) 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地 烏丸中央ビル (事業内容) (1) インキュベーション並びにベンチャー・キャピタル業務 (2) 事業投資等の投資組合のジェネラル・パートナー業務 (3) 企業再生、事業承継、M&A等に関するコンサルティング業務 (4) 知財や財産権などの仲介、売買、管理などの業務 (5) 情報提供や処理に関するサービス業務 (6) 上記各号に附帯関連する一切の業務	
(8) 業務執行組員の概要	名 称	株式会社チームクールジャパン
	所 在 地	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地 烏丸中央ビル
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 古我 知史
	事 業 内 容	(1) インキュベーション並びにベンチャー・キャピタル業務 (2) 事業投資等の投資組合のジェネラル・パートナー業務 (3) 企業再生、事業承継、M&A等に関するコンサルティング業務 (4) 知財や財産権などの仲介、売買、管理などの業務 (5) 情報提供や処理に関するサービス業務 (6) 上記各号に附帯関連する一切の業務
	資 本 金	1,850万円
(9) 当社との間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

以 上

株式譲渡契約書（写）

平成27年11月30日

株式譲渡契約書（写）

ノーリツ鋼機株式会社（以下「売主」という。）並びにNKワークスホールディング株式会社（以下「買主」という。）及びライフスタイル・ジャパン投資事業有限責任組合（以下「本保証人」という。）は、売主が保有するNKワークス株式会社（以下「対象会社」という。）の株式の買主への譲渡等に関し、平成27年11月30日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式譲渡契約を締結する。

第1章 定義

第1.1条（定義）

本契約において使用される用語は、別途本契約で定義される場合を除き、以下の各号に定める意義を有するものとする。

- (1) 「アドバイザー等」とは、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びフィナンシャルアドバイザーその他の外部の専門家を総称していう。
- (2) 「売主の知る限り」とは、売主の業務執行取締役が本契約締結日において現に認識している範囲をいう。
- (3) 「営業日」とは、日本国の法令により銀行の休日とされる日以外の日をいう。
- (4) 「買主の知る限り」とは、買主の業務執行取締役及び本保証人の無限責任組合員の業務執行取締役が本契約締結日において現に認識している範囲をいう。
- (5) 「許認可等」とは、適用法令等により要求される国又は地方公共団体による許可、認可、免許、承認、同意又は登録を意味する。
- (6) 「クロージング日」とは、(i)平成28年2月29日、又は(ii)本契約当事者が別途書面によりクロージング日として合意した日をいう。
- (7) 「契約等」とは、契約、取決めその他の合意（書面又は口頭とを問わない。）を総称していう。
- (8) 「子会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項において定義される意味を有する。
- (9) 「辞任役員」とは、別紙1.1(9)記載の対象会社の取締役をいう。
- (10) 「司法・行政機関」とは、裁判所、仲裁人、仲裁機関、監督官庁その他の司法機関又は行政機関又は金融商品取引所その他の国内外の自主規制機関を総称していう。
- (11) 「新会社」とは、対象会社が本新設分割によりその完全子会社として設立する合同会社をいう。
- (12) 「対象会社グループ」とは、対象会社及び対象会社子会社を総称して又は個別にいう。

- (13) 「対象会社子会社」とは、別紙1.1(13)記載の対象会社の子会社を総称して又は個別にいう。
- (14) 「倒産手続」とは、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他これらに類する法的倒産手続（外国法に基づく手続を含む。）及び私的整理手続（事業再生ADR手続を含む。）を意味する。
- (15) 「独占禁止法」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号。その後の改正を含む。）をいう。
- (16) 「届出規則」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年9月1日公正取引委員会規則第1号。その後の改正を含む。）をいう。
- (17) 「法令等」とは、法律、政令、規則、命令及び条例を総称していう。
- (18) 「本金融機関」とは、株式会社みずほ銀行をいう。
- (19) 「本契約」とは、売主及び買主の間の2015年11月30日付株式譲渡契約並びに当該契約に関連して売主及び買主の間で締結される各契約及び覚書（いずれもその後の変更等を含む。）を総称していう。
- (20) 「本公示レート」とは、株式会社みずほ銀行が公表する外国為替相場一覧表におけるTTMレート（公示レート）をいう。
- (21) 「本コミットメント・レター」とは、本金融機関から買主宛てに提出された平成27年11月30日付コミットメント・レター（これに添付されたタームシートを含む。）として本契約締結日において売主及び買主が別途確認したものをいう。
- (22) 「本デュー・ディリジェンス」とは、買主が対象会社の株式の取得に関し法務、会計、税務、ビジネスその他の観点から行った対象会社に対する一切の調査をいう。
- (23) 「本取引」とは、本契約において企図される取引を総称していう。
- (24) 「本不動産」とは、別紙1.1(24)記載の土地及び建物を総称していう。
- (25) 「NDB」とは、NORITSU DO BRASIL LTDA.をいう。
- (26) 「NIN」とは、NORITSU INDIA PRIVATE LIMITEDをいう。
- (27) 「NKL」とは、NORITSU KOREA LTD.をいう。
- (28) 「NMX」とは、NORITSU MEXICO, S.A. DE C.V.をいう。
- (29) 「NTL」とは、台湾諾日士股份有限公司をいう。
- (30) 本契約において、下記に掲げる各用語は、当該各用語の右側の欄に記載された条項で定義された意味を有するものとする。

(略)

第2章 本株式譲渡

第2.1条（本株式譲渡）

売主は、本契約の規定に従い、クロージング日において、売主の保有する対象会社の発行済株式の全部（普通株式2,000,000株。以下「本株式」という。）を買主に対し譲り渡し、買主は、本契約の規定に従い、売主から本株式を譲り受けるものとする（以下「本株式譲渡」という。）。

第2.2条（本譲渡価額）

売主及び買主は、本株式譲渡の対価を、総額3,400,000,000円（以下「本譲渡価額」という。）とすることに合意する。

第3章 クロージング等

第3.1条（クロージングの日時・場所）

本株式譲渡は、クロージング日に、売主及び買主が別途合意する時間及び場所において、売主及び買主が第3.2条第1項及び第2項に定める行為を同時に行うことにより実行されるものとする（以下「クロージング」という。）。

第3.2条（本クロージング時支払額の支払及び本株式の移転）

1. 売主は、本契約の規定に従い、クロージング日において、買主から、(i)本譲渡価額から(ii)次条に従い分割して支払われる金額である5億円（以下「本分割支払額」という。）を控除した金額である2,900,000,000円（以下「本クロージング時支払額」という。）の全額の支払を受けることと引換えに、本株式譲渡に係る対象会社の株主名簿名義書換請求書（売主の記名押印済みのもの。以下「本名義書換請求書」という。）を買主に対して交付する。
2. 買主は、本契約の規定に従い、クロージング日において、売主から本名義書換請求書の引渡しを受けることと引換えに、本クロージング時支払額の全額を売主に対して支払う。なお、買主による本譲渡価額のうち本分割支払額の支払は、第3.3条に従って行われるものとする。
3. 前二項に定める買主による売主に対する本クロージング時支払額の支払は、売主が別途指定する売主の銀行口座に振込送金する方法により行うものとし、振込手数料は買主が負担する。
4. 前各項に基づく本クロージング時支払額の支払と同時に、本株式に係る権利は売主から買主に対して移転するものとする。

第3.3条（本分割支払額の支払）

1. 買主は、本株式譲渡が行われた場合、売主に対する本分割支払額の支払として、次に掲げる各支払日において、当該各支払日に係る各支払額をそれぞれ支払うものとする。

記

支払日	支払額
平成29年2月28日	金1億円
平成30年2月28日	金1億円
平成31年2月28日	金1億円
平成32年2月28日	金1億円
平成33年2月26日	金1億円

2. 前項に定める買主による売主に対する各支払は、それぞれ売主が別途指定する売主の銀行口座に振込送金する方法により行うものとし、振込手数料は買主が負担する。

第4章 クロージングの前提条件

第4.1条（本株式譲渡の前提条件）

1. 売主は、クロージング日において、以下の各号の事由が全て充足されていることを条件として、第2.1条、第3.1条及び第3.2条第1項に規定する義務を履行する。なお、売主は、その任意の裁量により、以下の各号の事由のいずれも放棄することができる。
 - (1) クロージング日において、第5.2条第1項に定める買主の表明及び保証に違反がないこと。但し、当該違反により本取引の実行又は対象会社の事業の遂行に重大な悪影響（以下「重大な悪影響」という。）が生じない場合には、本号の前提条件は充足されたものとみなす。
 - (2) クロージングまでに、買主に、本契約上の重要な義務についての不履行又は違反（重大な悪影響を及ぼさないものを除く。）が存しないこと。
 - (3) 会社法の規定に従い、本契約について、売主の臨時株主総会において承認決議がなされていること。
 - (4) 公正取引委員会に対する本株式譲渡に関する独占禁止法第10条第2項に基づく届出（以下「本株式取得届出」という。）につき、法定の待機期間が経過しており、かつ、買主が、公正取引委員会より、届出規則第9条に基づき排除措置命令を行わない旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」という。）を受領していること。但し、本株式取得届出が必要となる場合に限る。

- (5) 本契約の締結及び本株式譲渡に係る譲受けを承認する買主の取締役会決定書の写しが売主に対して交付されていること。
2. 買主は、クロージング日において、以下の各号の事由が全て充足されていることを条件として、第2.1条、第3.1条及び第3.2条第2項に定める義務を履行する。なお、買主は、その任意の裁量により、かかる事由のいずれも放棄することができる。
- (1) クロージング日において、第5.1条第1項に定める売主の表明及び保証に違反がないこと。但し、当該違反により重大な悪影響が生じない場合には、本号の前提条件は充足されたものとみなす。
- (2) クロージングまでに、売主に、本契約上の重要な義務についての不履行又は違反（重大な悪影響を及ぼさないものを除く。）が存しないこと。
- (3) 会社法の規定に従い、本契約について、売主の臨時株主総会において承認決議がなされていること。
- (4) 本株式取得届出につき、法定の待機期間が経過しており、かつ、買主が、公正取引委員会より、排除措置命令を行わない旨の通知を受領していること。但し、本株式取得届出が必要となる場合に限る。
- (5) 会社法の規定に従い、本株式譲渡について、対象会社の取締役会において承認決議がなされていること。
- (6) 買主の役職員の責めに帰すべき事由が存する場合を除き、以下の事由が充足されていること。
- ① 買主が、本金融機関との間で、本コミットメント・レターに記載された融資条件と同様の条件により（軽微な条件の変更を除く。）、本コミットメント・レターに記載された融資金額相当額の調達のための金銭消費貸借契約（以下「本ローン契約」という。）を適法かつ有効に締結していること。
- ② 本ローン契約に基づき本コミットメント・レターに記載された融資金額以上の金額につき、資金調達の実行を受けていること又は実行を受けることが合理的に確実であること。
- (7) 第6.7条の規定に従い、売主と対象会社の間で商標使用許諾契約が適法かつ有効に締結されていること。
- (8) 以下の書面が買主に対して交付されていること。
- ① 本株式譲渡を承認する対象会社の取締役会議事録の写し
- ② 本契約の締結及び本株式譲渡を承認する売主の取締役会議事録の写し
- ③ 本契約を承認する売主の株主総会議事録の写し
- ④ 辞任役員のクロージング日付辞任届出

第5章 表明及び保証

第5.1条（売主の表明及び保証）

（略）

第5.2条（買主及び本保証人の表明及び保証）

（略）

第6章 誓約事項等

第6.1条（売主の誓約事項）

1.（対象会社の業務運営）

- （1）売主は、本契約締結日以降クロージングまでの間、対象会社グループをして、その事業を本契約締結日以前と同様に、通常の業務運営の方法において営ませるものとし、また、対象会社グループに対し、本契約締結日以前と同様に、対象会社の通常の業務遂行の範囲を超えて未払費用及び前受収益を生じさせる行為を行うよう指示しないものとする。但し、売主は、本契約において企図されている事項又は許容されている事項並びに別途売主及び買主が合意した事項については行うことができるものとする。
- （2）以下の各事項（但し、本契約において企図されている事項又は許容されている事項並びに別途売主及び買主が合意した事項を除く。）を対象会社グループをして行わせる場合、売主は、買主の事前の書面による承諾（但し、かかる承諾は、不合理に留保、拒絶又は遅滞されないものとする。）を得るものとする。
 - ① 合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡等の組織再編行為に係る契約の締結又は実行
 - ② 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の取得又は発行
 - ③ 定款変更
 - ④ 金1億円以上の金銭の借入れ又は担保設定（対象会社グループ内における借入れを除く。）

2.（クロージング時積立金）

- （1）売主は、クロージング日において、対象会社をして、以下の(i)の金額（以下「クロージング時積立金」という。）が、以下の(ii)の金額（以下「クロージング時積立必要額」という。）を下回らないようにするものとする。

(i) クロージング時における対象会社グループ（NDB、NIN、NKL、NMX及びNTLを除く。以下、本条及び第6.3条において同じ。）の現預金（譲渡性預金等の現金同等物を含む。以下同じ。）の合計額

(ii) (a) + (b)

(a) 金618,000,000円

(b) 対象会社が本ノンコア不動産売却（第6.2条第1項に定義される。）の対価として支払いを受けた額（以下「本ノンコア不動産売却価額」という。）

なお、前(i)及び(ii)に関する現預金の額の計算は、当該計算を行う日における本公示レートにより円貨に換算して行うものとし、以下同じとする。

- (2) 売主及び買主は、クロージング後10営業日以内に、クロージング時における対象会社グループの現預金の額を確定するものとする。
 - (3) クロージング時におけるクロージング時積立金がクロージング時積立必要額に不足する場合、売主は、クロージング日から30日以内に、買主が別途指定する対象会社名義の銀行口座に不足額相当額を振込送金する方法により支払うものとする。かかる振込送金に係る費用は、売主の負担とする。
 - (4) 前号の規定は、第4.1条第2項に定める買主の義務の前提条件の判断に、何らの影響を与えないものとする。
3. 売主は、クロージング日の前日までに、対象会社をして、本株式譲渡を承認する旨の取締役会決議を行わせるものとする。
 4. 売主は、クロージング日までに、対象会社をして、対象会社及び株式会社紀陽銀行間の平成25年2月28日付金銭消費貸借契約に基づく借入金を完済させるものとする。

第6.2条（ノンコア不動産の売却）

1. 買主は、売主が、クロージングまでに、本不動産のうち別紙1.1(24)第2項記載の不動産の全部又は一部を第三者に対して売却すること（以下「本ノンコア不動産売却」という。）ができることに合意する。
2. 前項に基づき本ノンコア不動産売却を実施するために対象会社グループが第三者に対して負担する合理的な費用であってクロージング後に生じるもの（もしあれば。なお、これらに関連して対象会社グループに生じる税金の負担は含まない。）、並びに、本ノンコア不動産売却に伴い対象会社グループが第三者に対して負担した債務不履行責任、瑕疵担保責任、表明保証責任に基づく損害又は損失は、買主の責めに帰すべき事由が存する場合を除き、売主が負担するものとする。本項に基づく売主の義務又は債務については、第7.1条第4項、第5項及び第6項の規定を準用する。

第6.3条（剰余金の配当等）

1. 買主は、売主が、クロージングまでに、(i) 対象会社子会社をして、対象会社に対し、剰余金の配当を行わせること、及び(ii) 対象会社をして、売主に対し、(a) その時点における対象会社グループの(A) 現預金の合計額から(B) 対象会社グループ以外の第三者からの借入金の合計額を控除した上、(b) クロージング時積立必要額を控除して得られる金額の剰余金の配当（本契約締結日における見積額は、約6,400,000,000円）を行わせることができることに合意する。
2. クロージング時におけるクロージング時積立金がクロージング時積立必要額を超過する場合、買主は、クロージング日から30日以内に、売主が別途指定する銀行口座に超過額相当額を振込送金する方法により支払うものとする。かかる振込送金に係る費用は、買主の負担とする。
3. 買主は、クロージング後可能な限り速やかに、対象会社並びにNDB、NKL及びNMXをして、NDB、NKL及びNMXの各清算手続を完了させるものとし、当該各清算手続が完了した場合、買主は、売主に対し、対象会社が清算配当その他の名目でNDB、NKL及びNMXから受領した一切の金銭の額（本契約締結日における見積額は、NDBについて450,000,000円、NKLについて5,000,000円、NMXについて250,000,000円）と同額の金銭を各清算手続が完了した後速やかに支払うものとする。なお、対象会社がNDB及びNMXから受領した金銭の額は、当該受領日における本公示レートにより円貨に換算し、買主から売主への支払は円貨により行うものとする。
4. 買主は、(i) 対象会社が保有するNTLの株式の全部の第三者に対する譲渡（以下「NTL株式譲渡」という。）がクロージングまでに完了した場合、売主が、クロージングまでに、対象会社をして、当該譲渡の対価として当該第三者から受領した額から当該譲渡に関する仲介手数料（株式会社ドリーム・クリエイター社その他M&A仲介業者に対する成功報酬）を控除した額と同額の金銭を、第1項に基づき、売主に対して配当させることができることを確認する。また、買主は、(ii) NTL株式譲渡がクロージングまでに完了しない場合には、(a) 売主が、対象会社及びNTLをして、クロージングまでに、NTLから対象会社に対して60,000,000円を上限として貸付けを行わせ、対象会社から、当該貸付けを受けた額（以下「NTL配当額」という。）を、第1項に基づき、売主に対して配当することができることを確認する。(b) また、この場合、買主は、対象会社及びNTLをして、クロージング日後可及的速やかにNTL株式譲渡を完了させるよう最大限努力するものとし、かつ、(c) クロージング後2016年8月31日までの間（但し、買主が上記努力義務を適切に履行していることを条件とする。）にNTL譲渡に係る法的拘束力のある譲渡契約が締結された場合には、買主は、当該譲渡の対価として当該第三者から受領した額からNTL配当額及び当該譲渡に関する仲介手数料（株式会社ドリーム・クリエイター社その他M&A仲介業者に対する成功報酬）を控除した額を、当該譲渡の完了後速やかに売主に対して支払うものとする。なお、本項に基づく金銭の額は、各行為の時点にける本公示レートにより円貨に換算するものとする。また、買主は、クロージング以降、対象会

社をして、売主の合理的な要請に応じ、NTL株式譲渡に関する買主候補者との協議及び交渉の状況を報告し、関連する契約書その他の情報を提供するものとし、また、当該買主候補者との間で当該譲渡に関する契約の締結その他の合意を行うに際しては売主の事前の書面による承諾を得ることを要するものとする。2016年9月1日以降、NTL譲渡に係る法的拘束力のある譲渡契約が締結された場合（但し、買主が、上記努力義務を適切に履行していない場合を除く。）、買主は、当該譲渡に関連して売主に対する金銭の支払義務を負担しないものとする。

5. 前三項に定める買主から売主に対する支払いは、売主が別途指定する売主の銀行口座に振込送金する方法により行うものとし、振込手数料は買主が負担する。
6. 第1項又は第4項に基づく清算手続及びNTL株式譲渡を遂行するために対象会社グループが第三者に対して負担する合理的な費用であってクロージング後に生じるもの（もしあれば。なお、これらに関連して対象会社グループに生じる税金の負担は含まない。）、並びに、NTL株式譲渡に伴い対象会社が第三者に対して負担した債務不履行責任、瑕疵担保責任、表明保証責任に基づく損害又は損失は、買主の責めに帰すべき事由が存する場合（買主において、第4項に違反した場合を含む。）を除き、売主又はNDB、NKL、NMX若しくはNTLが負担するものとする。本項に基づく売主の義務又は債務については、第7.1条第4項、第5項及び第6項の規定を準用する。

第6.4条（本新設分割・新会社の買戻し）

1. 売主は、対象会社をして、本契約締結日後速やかに、別途売主及び買主が合意する内容の新設分割計画（以下「本新設分割計画」という。）を作成させた上、クロージング日の翌営業日を会社成立日として、本新設分割計画の規定に従い、本不動産（本ノンコア不動産売却が行われた場合には、売却された不動産に代えて本ノンコア不動産売却価額に相当する額の金銭とする。）その他の権利義務を新会社に承継させる新設分割（以下「本新設分割」という。）を行うために法令に基づきクロージング日までに履践することが必要となる手続（但し、第2項に定める事項を除く。）を実施させるものとする。
2. 買主は、本株式譲渡が実行されることを条件として、クロージング日の翌営業日において、対象会社をして、本新設分割を行わせた上、本新設分割の登記申請手続を完了させて新会社を設立させるとともに、本新設分割計画に基づき新会社から対象会社に交付される新会社の持分全部（以下「本持分（新会社）」という。）を、剰余金の配当として買主に交付させるものとする。また、買主は、かかる本持分（新会社）の交付を受けた後直ちに（但し、クロージング日の翌営業日のうちに）、本新設分割の効力が生じていることを条件として、対象会社及び新会社をして、本新設分割の登記申請手続を完了させるものとする。
3. 買主は、前項の規定に従い、本持分（新会社）の交付を受けたことを条件として、クロージング日後の3営業日目の日において、別途売主及び買主が締結する持分譲

渡契約に従い、買主が保有する本持分（新会社）を売主に対し譲り渡すものとし、売主は、これを譲り受けるものとする（以下「本持分譲渡（新会社）」という。）。なお、本持分譲渡（新会社）に係る対価は、総額400,000,000円とする。

第6.5条（法令等に基づく手続等）

1. 買主は、本契約締結後速やかに（但し、遅くとも平成27年12月31日までに）、本株式譲渡の実行について、法令等に基づき必要となる一切の手続（本株式取得届出を含む。）を行うものとし、待機期間がある場合には、待機期間が可能な限り早期に経過するように最大限の努力を行うものとする。なお、かかる手続に関連する一切の費用は、買主が負担する。
2. 買主は、本取引の実行に必要な法令等に基づく許認可等が履践され、かつ、（待機期間がある場合は）待機期間が終了した場合には、直ちに（但し、遅くともその翌日までに）、売主に対して、その旨を通知するものとする。

第6.6条（本ローン契約等）

1. 買主は、平成27年12月31日を目処として（但し、平成28年1月20日までに）、本金融機関との間で、本コミットメント・レターに定められる融資条件と実質的に同様の内容による本ローン契約を締結するよう最大限努力（本金融機関との間で誠実に協議又は交渉することを含む。）するものとする。本ローン契約が締結された場合、買主は、締結後速やかに、本ローン契約に係る契約書の写しを売主に交付するものとする。
2. 買主は、本コミットメント・レター及び本ローン契約に定められる前提条件その他の本ローンの実行の条件が充足されるよう最大限努力するものとし、本ローン実行が妨げられることとなる作為又は不作為を行ってはならないものとし、売主は、自ら又は対象会社グループをして、これに合理的な範囲で協力し、協力させる。買主は、本ローンが実行されないおそれのある事由が発生したことを具体的に認識したときは、直ちに売主に対して書面により通知し、対応について協議し、当該事由を解消するよう最大限努力するものとする。
3. 買主は、本契約締結後クロージングまでの間、事前に売主の書面による承諾を得た場合（但し、かかる承諾は、不合理に留保、拒絶又は遅滞されないものとする。）を除き、本コミットメント・レター及び本ローン契約を解除若しくは解約し、又はその内容を変更してはならないものとする。

第6.7条（商標使用許諾契約）

売主は、クロージング日までに、売主が保有し、対象会社の事業の遂行に必要な「NORITSU」及び「QSS-MICRO」等の商標を売主から対象会社に使用許諾することについて、売主と買主が別途合意する内容の商標使用許諾契約を対象会社との間で締結

するものとする。

第6.8条（対象会社の役員に関する事項）

1. 売主は、クロージング日までに、辞任役員から、次項に従いクロージング日をもって開催される株主総会の終結時に対象会社の取締役を辞任する旨の辞任届を、それぞれ取得するものとする。
2. 買主は、クロージング後直ちに（但し、遅くともクロージング日のうちに）、辞任役員の辞任後も対象会社の役員に欠員が生じないよう、対象会社をして株主総会を開催させ、買主の指名する者（少なくとも2名）を新たに対象会社の取締役として選任するとともに、辞任役員の辞任並びに新たな取締役の選任に係る変更登記を行わせるものとする。

第6.9条（買主のクロージング後の誓約事項）

1. 買主は、クロージング日以降5年間、対象会社グループをして、(i) 売主の税務、監査、訴訟その他の手続において必要とされる可能性のある対象会社グループの帳簿、記録、資料その他の情報を保管させ、(ii) 売主から合理的に要請された場合には、売主及びそのアドバイザー等に対し、対象会社グループの帳簿、記録、資料その他の情報又は対象会社の役員等へのアクセスを認めさせるものとする。
2. 買主は、クロージング日以降5年間、売主の書面による同意がない限り、その保有する対象会社の株式の全部又は一部について譲渡、移転、承継その他の処分（但し、買主又は対象会社が金融機関からの借入れを行うために対象会社の株式に担保権を設定することを除く。）をしてはならないものとする。

第7章 賠償

第7.1条（賠償）

1. （売主の賠償）
 - (1) 売主は、本契約に基づく売主の義務に違反し、又は第5.1条第1項に定める売主の表明及び保証（クロージング日付の表明及び保証に関しては、本株式譲渡が実行された場合に限る。）に違反した場合、これによって買主が被った相当因果関係のある損害、損失及び費用（以下「損害等」という。）を賠償する。
 - (2) 前号にかかわらず、売主の本契約に基づく賠償義務は、(i) 単一の事実（密接に関連する同種の事由を含む。）に基づく請求（以下「個別請求」という。）に係る損害の額が500万円以下の場合には全て免責されるものとし、(ii) かかる損害の額が500万円を超える個別請求に係る損害の合計が1億円以下の場合についても全て免責されるものとし、また、(iii) 損害の額が500万円を超え

る個別請求に係る損害の額の合計が1億円を超過する場合に、その超過額に限り認められるものとする。

- (3) 第1号にかかわらず、売主の本契約に基づく賠償額は、合計して4億円を超えないものとし、これを超えた部分について、売主は賠償義務を負わないものとする。

2. (買主の補償)

- (1) 買主は、本契約に基づく買主の義務に違反し、又は第5.2条第1項に定める買主の表明及び保証に違反した場合、これによって売主が被った相当因果関係のある損害等を賠償する。

- (2) 前号にかかわらず、買主の本契約に基づく賠償義務は、(i)個別請求に係る損害の額が500万円以下の場合には全て免責されるものとし、(ii)かかる損害の額が500万円を超える個別請求に係る損害の合計が1億円以下の場合についても全て免責されるものとし、また、(iii)損害の額が500万円を超える個別請求に係る損害の額の合計が1億円を超過する場合に、その超過額に限り認められるものとする。

- (3) 第1号にかかわらず、買主の本契約に基づく賠償額は、合計して4億円を超えないものとし、これを超えた部分について、買主は賠償義務を負わないものとする。

3. 第1項第(2)号及び第(3)号並びに第2項第(2)号及び第(3)号の規定は、売主又は買主が以下に定める義務に違反した場合に行われる前二項に基づく賠償請求については、適用されないものとする。但し、理由の如何を問わず、当該賠償請求に基づく賠償額は、合計して本クロージング時支払額を超えないものとし、これを超えた部分について、売主及び買主は賠償義務を負わないものとする。

- (1) 売主が第2章及び第3章に定める本株式を譲渡する義務に違反した場合
- (2) 売主が第6.1条第4項に定める義務に違反した場合
- (3) 売主が本契約に定めるクロージング後の義務（第6.1条第2項(3)号に定める売主の義務を含む。）に違反した場合
- (4) 買主が第2章及び第3章に定める本譲渡価額（本分割支払額を含む。）の支払義務に違反した場合
- (5) 買主が第6.6条に定める義務に違反した場合
- (6) 買主が本契約に定めるクロージング後の義務（第6.3条第1項ないし第5項に定める買主の義務を含む。）に違反した場合

4. いずれの本契約当事者（以下、賠償義務を負う当事者を「賠償当事者」といい、賠償を受ける当事者を「被賠償当事者」という。）も、第1項又は第2項に基づく賠償の請求（但し、賠償当事者が前項に該当する場合に行われる第1項又は第2項に基づく賠償請求を除く。）をするに当たっては、平成29年6月末日までに、相手方当事者に対して書面により、損害の内容、その発生原因及び損害額を特定し、かつ具体的

な請求の根拠を示して請求した場合に限り行うことができるものとする。

5. 被賠償当事者は、第1項又は第2項に基づく賠償当事者の義務違反又は表明及び保証の違反に基づく賠償の請求並びに前項に基づく賠償の請求の対象となる自らの損害を軽減するための措置を採るよう最大限努力する。被賠償当事者がかかる最大限努力義務を尽くさないことにより拡大した損害については、賠償当事者は、被賠償当事者に対して第1項又は第2項に基づく賠償義務を負わないものとする。
6. (第三者請求)
 - (1) いずれの当事者も、第三者からのクレーム、異議若しくは請求又は訴訟、仲裁その他の裁判上若しくは行政上の手続の申立て（以下「第三者請求」と総称する。）があった場合（クロージング後においては、対象会社に対する第三者請求があった場合を含む。）、これらに関する損害の賠償を第1項又は第2項に基づき請求するときには、以下の事項を遵守する。
 - (i) 直ちに当該第三者請求の内容を（書面がある場合にはその写しとともに）賠償当事者に対して書面により通知する。
 - (ii) 当該第三者との協議を行った場合その他第三者請求について進捗があった場合には、直ちに賠償当事者にその内容を書面にて報告する。
 - (iii) 賠償当事者が第三者請求に対する防御のために合理的に要請する行為（主張、交渉、提訴、上訴又は和解等を含む。）を行うものとする。
 - (iv) 賠償当事者に対して、その要請がある場合には、当該第三者との間の協議、交渉その他の手続に参加する機会を与えるものとする。
 - (v) 賠償当事者の事前の書面による承諾なく（但し、かかる承諾は、不合理に留保、拒絶又は遅滞されないものとする。）、第三者請求につき第三者の主張を認め又は和解若しくは請求の認諾等を行うことはできない。
 - (2) 被賠償当事者が、本項に定める事項のいずれかに違反した場合には、賠償当事者は、当該第三者請求に関して第1項又は第2項に基づく責任を一切負わないものとする。

第7.2条（責任の制限）

本契約に関連して売主及び買主に生じる損害等の相手方当事者に対する請求は、本章に従ってのみ可能であり、本契約当事者は、本章に基づく賠償の請求を除き、債務不履行責任、瑕疵担保責任、不法行為責任、法定責任その他法律構成の如何を問わず、相手方当事者に対して損害等その他の負担につき賠償、補填、補償その他の請求をすることはできないものとする。

第8章 解除

第8.1条（解除）

1. 売主は、以下の各号のうちいずれかの事由が発生した場合には、クロージング前に限り、買主に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
 - (1) 第5.2条第1項に定める買主の表明及び保証に重大な悪影響を及ぼす違反があった場合
 - (2) 買主につき、本契約上の重要な義務について不履行又は違反があり、当該不履行又は違反が重大な悪影響を及ぼす場合
 - (3) 買主につき、支払の停止若しくは手形交換所の取引停止処分、又は倒産手続の開始の申立てがなされた場合
 - (4) 自らの責に帰すべからざる事由により、平成28年3月31日までに、本株式譲渡が実行されなかった場合
2. 買主は、以下の各号のうちいずれかの事由が発生した場合には、クロージング前に限り、売主に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
 - (1) 第5.1条第1項に定める売主の表明及び保証に重大な悪影響を及ぼす違反があった場合
 - (2) 売主につき、本契約上の重要な義務について不履行又は違反があり、当該不履行又は違反が重大な悪影響を及ぼす場合
 - (3) 売主につき、支払の停止若しくは手形交換所の取引停止処分、又は倒産手続の開始の申立てがなされた場合
 - (4) 自らの責に帰すべからざる事由により、平成28年3月31日までに、本株式譲渡が実行されなかった場合
3. 前二項に定める場合のほか、売主及び買主が書面により合意した場合には、本契約を終了させることができる。
4. 本契約の解除は、本条に従ってのみ可能であり、本契約当事者は、本条に基づく場合を除き、債務不履行責任、瑕疵担保責任、法定責任その他法律構成の如何を問わず、本契約を解除できないものとする。
5. 本契約が本条に基づき終了した場合又は解除された場合であっても、第7章（賠償）、本項及び第9章（その他の条項）の規定は引き続き効力を有するものとする。

第9章 その他の条項

第9.1条（秘密保持義務）

（略）

第9.2条（公表）

（略）

第9.3条（連帯保証）

本保証人は、本契約に基づく買主の義務又は債務について、本書をもって、連帯してこれを保証するものとする。

第9.4条（譲渡等の禁止）

（略）

第9.5条（通知）

（略）

第9.6条（完全合意）

（略）

第9.7条（費用負担）

（略）

第9.8条（準拠法・管轄）

（略）

第9.9条（誠実協議）

（略）

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が、各1通を保有する。

平成27年11月30日

売 主：東京都港区麻布十番1-10-10 ジュールA 5階
ノーリツ鋼機株式会社
代表取締役 西本 博嗣

買 主：東京都世田谷区代沢四丁目12番15号
NKワークスホールディング株式会社
代表取締役 大谷 貴志

本保証人：京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地
烏丸中央ビル
ライフスタイル・ジャパン投資事業有限責任組合
無限責任組合員 株式会社チームクールジャパン
代表取締役 古我 知史

以 上

株式譲渡契約書 別紙（写）

売主：ノーリツ鋼機株式会社
買主：NKワークスホールディング株式会社
本保証人：ライフスタイル・ジャパン投資事業有限責任組合

平成27年11月30日

別紙1.1(9)

辞任役員

(略)

別紙1.1(13)

対象会社子会社

1. Noritsu America Corporation
2. Noritsu Canada Ltd.
3. Noritsu Singapore Pte Ltd
4. Noritsu Koki (Malaysia) Sdn. Bhd.
5. 台湾諾日士股份有限公司
6. Noritsu India Private Limited
7. Noritsu Koki Australia Pty. Limited
8. Noritsu do Brasil Ltda.
9. Noritsu Mexico, S. A. de C.V.
10. Noritsu Korea Ltd.

別紙1.1(24)

本不動産

1. 売却予定以外の不動産

(土地)

No.	所在	地番	地目	面積 (㎡)
1.	和歌山市梅原字馬居谷	599	山林	4,307
2.	和歌山市梅原字馬居谷	600	山林	1,371
3.	和歌山市梅原字馬居谷	635	山林	180,861
4.	和歌山市梅原字馬居谷	637-23	山林	3,295
5.	和歌山市梅原字楠谷	638-1	山林	300,267
6.	和歌山市中字八屋	552-21	公衆用道路	2,526.00
7.	和歌山市中字八屋	552-24	公衆用道路	559
8.	和歌山市中字字佐谷	555-17	山林	1,395
9.	和歌山市中字字佐谷	555-18	山林	1,395
10.	和歌山市中字字佐谷	555-19	山林	1,395
11.	和歌山市中字字佐谷	556	山林	2,862
12.	和歌山市中字字佐谷	557	山林	3,421
13.	和歌山市中字字佐谷	558	山林	6,089
14.	和歌山市中字字佐谷	560-1	山林	158
15.	和歌山市中字字佐谷	562-1	山林	4,178
16.	和歌山市中字字佐谷	565-1	山林	1,811
17.	和歌山市中字字佐谷	565-7	山林	394

18.	和歌山市中宇峠原	570-4	雑種地	7,328
19.	和歌山市中宇峠原	570-6	山林	148
20.	和歌山市梅原宇横尾前	579-4	公衆用道路	4,943
21.	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川	3352-13	山林	6,610

(建物)

EMCセンター

所在	家屋番号等	種類/構造	床面積 (㎡)	
梅原宇楠谷 638-1	638-1の1	種類：電波暗室 構造：鉄骨造合金メッキ鋼板葺2階建	1階	1,446.45
			2階	236.44

2. 売却予定の不動産（本ノソコア不動産）

梅原独身寮

(土地)

所在	地番	地目	面積 (㎡)
和歌山市中宇笠ノ坪	402-1	宅地	1,080.06
和歌山市中宇笠ノ坪	402-5	公衆用道路	47
和歌山市中宇笠ノ坪	405-2	宅地	340.49
和歌山市中宇笠ノ坪	412	宅地	641.32
和歌山市中宇笠ノ坪	412-1	雑種地	24
和歌山市中宇笠ノ坪	413	田	581
和歌山市中宇笠ノ坪	413-1	雑種地	33
和歌山市中宇笠ノ坪	413-2	雑種地	24

(建物)

所在	家屋番号等	種類/構造	床面積 (㎡)	
和歌山市中宇笠ノ坪 402-1	402-1	種類：寄宿舍 構造：鉄骨造陸屋根5階建	1階	384.01
			2階	370.84
			3階	370.84
			4階	370.84
			5階	370.84
和歌山市中宇笠ノ坪 402-1	付属建物 (未登記建物)	種類：倉庫 構造：鉄筋コンクリート造 平家建		20.40

元フェイス 西本松江店

(土地)

所在	地番	地目	面積 (㎡)
和歌山市松江北7丁目	1242-120	宅地	201.67

(建物)

所在	家屋番号等	種類/構造	床面積 (㎡)	
和歌山市松江北7丁目 1242-120	1242-120	種類：店舗・倉庫 構造：鉄骨造陸屋根3階建	1階	106.65
			2階	110.88
			3階	110.88

カメラの西本中央店（ノーリツ会館）

(土地)

所在	地番	地目	面積 (㎡)
和歌山市元寺町1丁目	5	宅地	239.08
和歌山市元寺町1丁目	6	雑種地	916

(建物)

所在	家屋番号等	種類/構造	床面積 (㎡)	
和歌山市元寺町1丁目 5番地、6番地	6	種類：店舗 構造：鉄筋コンクリート造 陸屋根塔屋付3階建	1階	884.57
			2階	872.20
			3階	672
			塔屋	54

カメラの西本本店

(土地)

所在	地番	地目	面積 (㎡)
和歌山市西高松1丁目	357-10	宅地	225.82
和歌山市西高松1丁目	357-11	宅地	296.50
和歌山市西高松1丁目	357-12	宅地	371.06
和歌山市西高松1丁目	357-17	宅地	101.62

(建物（専有部分）)

所在	家屋番号等	種類/構造	床面積 (㎡)	
和歌山市西高松1丁目 357-11、357-12	357-11の1	種類：店舗 構造：鉄骨造1階建	1階部分	271.73
和歌山市西高松1丁目 357-11、357-12	357-11の2	種類：共同住宅・研修所 構造：鉄骨造3階建	2階部分	318.16
			3階部分	318.16
			4階部分	263.96

紀三井寺駐車場

(土地)

所在	地番	地目	面積 (㎡)
和歌山市紀三井寺字鷹場新田	742-18	畑	323
和歌山市紀三井寺字鷹場新田	742-19	雑種地	7.49

岩出店

(土地)

所在	地番	地目	面積 (㎡)
和歌山県岩出市中迫字塚本	136-2	宅地	282.09

(建物)

所在	家屋番号等	種類/構造	床面積 (㎡)	
岩出市中迫塚本 138-1 136-2 137-5 137-5先無番地	138-1	(公簿)	1階	109.40
		種類：店舗・事務所 構造：鉄骨造ステンレス鋼板葺 3階建	2階	106.25
			3階	106.25

以 上

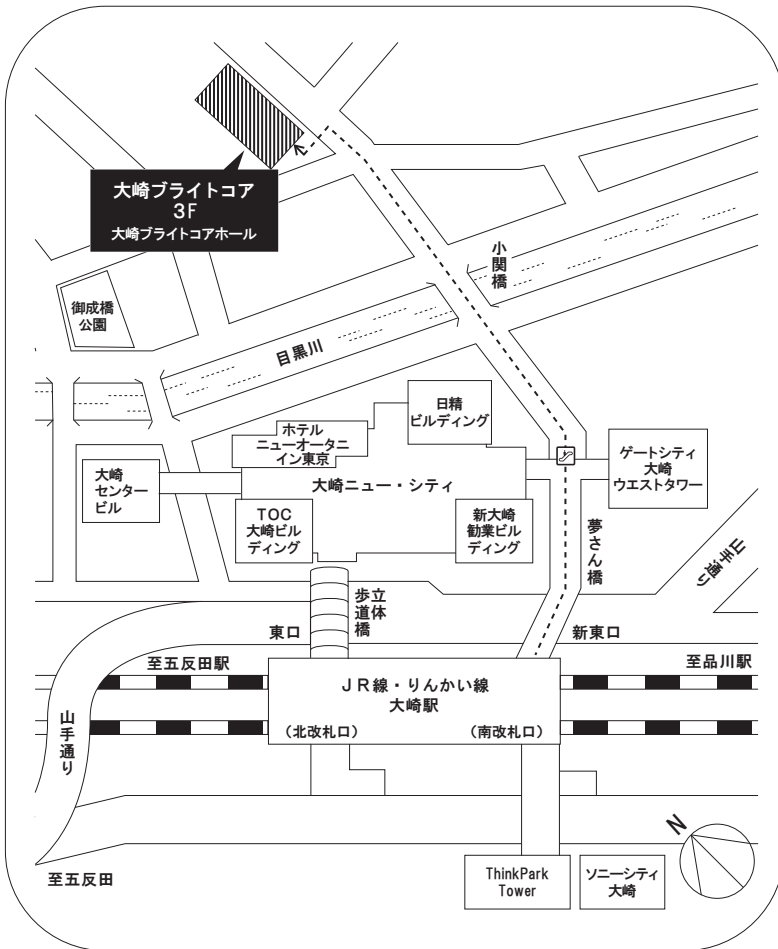
This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内略図

会 場 東京都品川区北品川5丁目5番15号
大崎ブライトコア 3階「大崎ブライトコアホール」
電話 (03) 5447-7130

交 通 JR山手線・JR埼京線・JR湘南新宿ライン、りんかい線
「大崎駅」下車、新東口(南改札口)より徒歩5分



※駐車場が限られておりますので、電車等公共交通機関をご利用ください。